

令和7年4月1日改定

(令和7年4月1日以降に積算業務に着手する入札公告及び指名通知を行う工事から適用)

## 「香川県週休2日工事」Q&A

Q1 完全週休2日(土日)と4週8休との違いを教えてください。

A1 完全週休2日(土日)は、土曜日・日曜日を休工とする制度です。4週8休は、現場閉所率または休日率の割合を4週間で8日以上とする制度です。

Q2 要領第2条の週休2日工事完全週休2日(土日)工事、4週8休(月単位)工事及び完全週休2日交替制工事の受注者希望型の対象となる工事を教えてください。

A2 週休2日工事完全週休2日(土日)工事、4週8休(月単位)工事について、発注時点で現場条件等を踏まえ選定し、週休2日が達成可能であると判断したうえで週休2日工事として発注します。

以下のいずれかに該当する工事は、発注者指定方式の対象外完全週休2日交替制工事とすることが出来ずとして発注します。

① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事

②① 通年維持工事や緊急対応工事等の緊急対応が必要な工事

③② 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事

例 災害復旧工事、供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事

④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事

例 通学路時間帯の中断など地域社会からの要望が予測される工事

希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

週休2日交替制工事について、受注者希望型は、通年維持工事や応急復旧工事を対象とします。

Q3 A2の①現場施工には、何が含まれますか。現場事務所の設置や起工測量は含まれますか。

A3 A2の①現場施工には、建設機械が施工箇所を動いている期間だけでなく、現場事務所の設置や調査・測量等を行っている期間も含まれます。

Q4.3 工事着手日とはどのような場合ですか。

A-4-3 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行  
う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手  
する日をいいます。

Q-5-4 要領第4条第1項アのただし書き5条第1項第1号及び第5条第2項第1号の  
「災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業」とはどのような作業ですか。

A-5-4 次のような作業が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等の品質を確保するうえで必要な作業
- ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

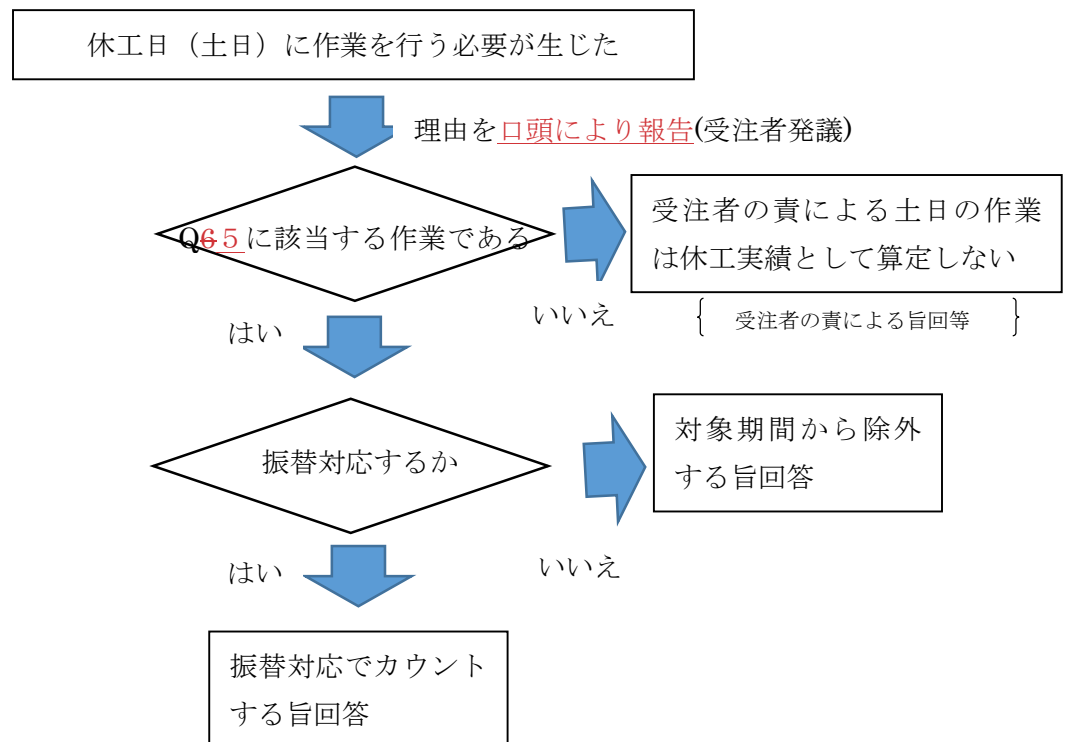
Q-6-5 要領第4条第1項イ5条第1項第2号及び第5条第2項第2号の「~~完全週休2日~~  
~~（土日）において振替を行うことができるやむを得ず休日にできない場合~~」のとは  
どのような場合ですか。

A-6-5 次のような場合が考えられます。

- ・近接工事の工程調整の結果、休日にできない場合
- ・道路使用許可条件や地元要望のため、~~土曜日または日曜日しか作業許可がもらえない休日にできない場合~~
- ・降雨、降雪、出水期等により、作業予定日に作業が行えず、工程管理に著しく影響を与える場合
- ・関係機関との工程調整の結果、新たに制約が生じ、休日にできない場合
- ・その他工事の影響により、休日にできない場合
- ・その他、受注者の責（都合）によらず監督員が必要と認めた場合

Q-7-6 要領第4条第1項イ5条第1項第2号及び第5条第2項第2号の「~~完全週休2日（土日）~~」の振替の考え方を教えてください。

A-7-6 休工日を変更する場合は以下のフローとなります。ただし、受注者の責により現場作業を行う場合は、休工の実績として算定しません。



Q-8-7 要領第4条第1項イ5条第1項第2号及び第5条第2項第2号の「休工日の振替を行う」場合の考え方を教えてください。

A-8-7 事前に監督員との協議により、4週8休の場合は、振替日を決めてください。完全週休2日の場合は、振替が必要な日を含む前後7日以内の土曜日及び日曜日以外の曜日に休工日を決めてください。ただし降雨、降雪、出水期等で休工日の振替を行う場合は、休工する事を決定した時点で速やかに監督員と協議して振替日を決めてください。

Q-9-8 要領第4条第1項ウ5条第1項第3号及び第5条第2項第3号で仮に土曜日を作業予定日としていた場合で、雨天などで当日休工とすることとした場合の手続きはどうなりますか。

A-9-8 Q-7-6の手続きと同様に行ってください。

Q-10-9 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A-10-9 4週8休の場合は、休工すれば休工日の実績とすることができます。完全週

休2日（土日）の場合は、祝日は平日と同様に取り扱い、原則として1週間のうち土曜日及び日曜日を休工とすることとします。

Q-1-1-10 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいでしょうか。

A-1-1-10 降雨や降雪等により休工する場合は、工事監督員と協議し、休工日の振替を行うことで実績として扱うことが出来ます。この場合、休工を決定した時点で速やかに、振替日を工事監督員と協議して決めてください。完全週休2日（土日）の場合は、前後の土日への振替を工事監督員と協議して決めてください。

Q-1-2-11 要領第7条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A-1-2-11 週休2日工事完全週休2日（土日）工事及び4週8休（月単位）工事について、週休2日を確実に実施することが確認できる工程を検討し、記載例は別紙（工程表）のとおりです。なお、工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

完全週休2日交替制工事について、技術者・技能労働者の休日の確保状況を証明する方法として、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等を想定していますが、資料作成の負担とならない方法で行ってください。

Q-1-3-12 要領第8条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A-1-3-12 工事中標示板の記載例は次のようなものです。週休2日工事での完全週休2日（土日）または4週8休、交替制工事での4週8休を区別して記載してください。

「完全週休2日（土日）」の場合



「4週8休」の場合



Q-1-4-13 要領第11条第1項の工事日報の記載、第2項の技術者・技能労働者の休日実績休工日及び休日の確保の状況の報告はどのようにすればよいのですか。

A-1-4-13 休工日の確保の状況を確認する資料の例として別紙（週休2日確認シート）を

参考にしてください。

また、第2項の技術者・技能労働者の休日実績休日の確保の状況の報告は、別紙（週休2日交替制報告様式）を参考にしてください。

~~Q15 要領第14条の週休2日工事及び週休2日交替制工事の体工実績とはどういうことですか。~~

~~A15 体工実績は、次のとおりです。~~

~~(1) 週休2日工事の場合~~

- ~~・完全週休2日（土日）：対象期間において、土曜日及び日曜日を体工日としていること。~~
- ~~・月単位の週休2日：対象期間において、全ての月で28.5%（8日/28日）以上を体工日としていること。~~

~~なお、発注者の指示により作業を行った体工日については、やむを得ない場合として、振替を行っている場合は振替前の日を体工としたものとして考えます。~~

~~(2) 週休2日交替制工事の場合~~

- ~~・完全週休2日交替制：対象期間において、全ての週で1週間に2日以上を体工日としていること。~~
- ~~・月単位の週休2日交替制：対象期間において、全ての月で28.5%（8日/28日）以上を体工日としていること。~~

~~なお、発注者の指示により作業を行った体工日については、やむを得ない場合として、振替を行っている場合は振替前の日を体工としたものとして考えます。~~

Q16.14 要領第14.3条の経費の補正の内容はどのようなものですか。

A16.14

週休2日工事

① ~~土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む）による工事~~

~~発注者指定型~~

~~当初予定価格の積算は、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正を行っているため、完全週休2日（土日）を達成できなければ、体工実績に応じて、以下の通り変更設計を行います。~~

~~ただし、工事着手前に週休2日にかかる協議が整わなかったものは補正の対象外とします。~~

|      |                               |     |              |     |
|------|-------------------------------|-----|--------------|-----|
| 経費区分 | 完全週休2日<br><del>（土日）【当初】</del> | 未達成 | 月単位の<br>週休2日 | 未達成 |
|------|-------------------------------|-----|--------------|-----|

|        |      |         |      |         |      |
|--------|------|---------|------|---------|------|
|        |      | 場合<br>⇒ |      | 場合<br>⇒ |      |
| 労務費    | 1.02 |         | 1.02 |         | 補正なし |
| 共通仮設費率 | 1.02 |         | 1.01 |         | 補正なし |
| 現場管理費率 | 1.03 |         | 1.02 | 補正なし    |      |

② 港湾請負工事積算基準による工事  
発注者指定型

当初予定価格の積算は、月単位の週休2日を達成した場合の補正を行っているため、月単位の4週8休を達成できなければ、休工実績に応じて、変更設計を行います。

|        |                      |                 |      |
|--------|----------------------|-----------------|------|
| 経費区分   | 月単位の週休2日<br>【当初】     | 未達成の<br>場合<br>→ |      |
| 労務費    | <del>1.02</del> 1.00 |                 | 補正なし |
| 共通仮設費率 | 1.02                 |                 | 補正なし |
| 現場管理費率 | 1.03                 |                 | 補正なし |

週休2日交替制工事

① ~~土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む）による工事~~

~~当初予定価格の積算は、経費の補正はおこなっていません。対象期間に現場に従事した労働者等の休日数を平均化した休日率に応じて以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとします。~~

~~ただし、工事着手前に週休2日にかかる協議が整わなかったものは補正の対象としません。~~

|        |              |                |               |         |                 |
|--------|--------------|----------------|---------------|---------|-----------------|
| 経費区分   | 補正なし<br>【当初】 | 達成の<br>場合<br>⇒ | 完全週休2<br>日交替制 | また<br>は | 月単位の週<br>休2日交替制 |
| 労務費    | =            |                | 1.02          |         | 1.02            |
| 現場管理費率 | =            |                | 1.03          |         | 1.02            |

② ~~港湾請負工事積算基準による工事は補正対象外とする。~~

Q ~~1-7-15~~ 要領第 ~~1-5-14~~ 条の ~~発注者指定型の工事~~ で明らかに受注者に、週休2日 に取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合か。またその際の工事成績評価の工程管理の項目に反映させるとはどのようなことですか。

~~A-1-7-1-5~~ 受注者が工事着手日までに、週休2日を考慮した工程を、工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。なお、その場合は、「文書による改善指示」を行い、工事成績評定の工程管理における項目で「工程管理がやや不備である」にチェックが入ります。

~~Q-1-8~~ ①当初完全週休2日（土日）に取り組んでいたが、工事途中で困難になり、4週8休へ切り替えたい場合や、②週休2日が工事途中で明らかに達成できないとなった場合の手続きはどうなりますか。

~~A-1-8~~ ①工事打合せ簿で完全週休2日（土日）から4週8休へ切り替える旨の協議を行ってください。以降の休日の確認は、次の資料を参考にしてください。

~~（別紙 週休2日確認シート 休日制度切替版）~~

~~②完全週休2日（土日）または4週8休が達成できない旨を記載し、変更工程表を含む施工計画書を提出し、監督員の承認を受けてください。ただし、変更時に減額補正を行います。受注者希望型の場合は工事打合せ簿で週休2日交替制工事を止める旨の協議を行ってください。上記の協議が整った場合は、これ以降の休日の振替などの手続きは不要です。~~

~~Q-1-9-1-6~~ 要領第4-6-1-5条のアンケートの内容はどのようなものですか。

~~A-1-9-1-6~~ アンケートを実施する際に別途通知いたします。

~~Q-2-0-1-7~~ 全体の手続きの流れはどのようなものになりますか。

~~A-2-0-1-7~~ 別紙 手続きフローを参考にしてください。

~~Q-2-1~~ 要領第5条第2項の現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保された場合とは、どういうことですか。

~~A-2-1~~ 週休2日交替制工事とは、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日数で週休2日に取り組む内容となります。現場閉所しているかではなく、技術者等の平均休日数（対象者の休日数の割合を平均化）が4週8休を達成しているかを確認します。

~~Q-2-2-1-8~~ 要領第5条第2-3項において、休日~~の~~確保の確認対象者とは下請負人も含みますか。

~~A-2-2-1-8~~ 元請負人・下請負人の全ての労働者が対象者となります。従って、建設業法で  
施工

体制台帳に記載する必要のない下請負人につきましては、対象者にはなりません。

Q-2-3-19 要領第5条第2-3項において、1日でも当該工事に従事すると、休日確保の対象者となるのでしょうか。また、労働者等は当該工事以外でも従事することが想定されますが、当該工事以外への勤務はどのように取り扱えばよいのですか。

A-2-3-19 交替制工事の場合、1日でも当該工事に従事すると、休日確保の対象者となります。当該工事の休日に当該工事以外に従事していた場合でも休日としての取り扱いとします。

Q-2-4-20 通年維持工事や応急対応工事等の緊急対応が想定される工事では長期間での工期設定としており、工期の内作業日数が数日となる労働者等についても、休日率算出の対象期間は、工事着手日から竣工日までとするのですか。

A-2-4-20 そのとおりです。

Q-2-5-21 要領第3条では、年末年始休暇6日及び夏季休暇3日間は対象期間から除くとのことですが、次のような場合はどのように取り扱うのですか。

例) 工事着手日：7月1日

竣工日：8月31日（工事着手日～竣工日：62日間）

夏季休暇：8月13日～8月15日（3日間）

| 項目    | 7月 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |                  |                  |                  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |             |
|-------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|------------------|------------------|------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------------|
|       | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13               | 14               | 15               | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31          |
|       | 金  | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日  | 月  | 火  | 水                | 木                | 金                | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日           |
| 工事着手日 |    |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |                  |                  |                  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |             |
| 現場閉所日 |    |   | ● | ● |   |   |   |   | ● | ●  |    |    |                  |                  |                  | ●  | ●  |    |    |    |    |    |    | ●  | ●  |    |    |    |    | ●  | ●           |
| 項目    | 8月 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |                  |                  |                  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |             |
|       | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13               | 14               | 15               | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31          |
|       | 月  | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水  | 木  | 金  | 土                | 日                | 月                | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水           |
|       |    |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 夏<br>季<br>休<br>暇 | 夏<br>季<br>休<br>暇 | 夏<br>季<br>休<br>暇 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 竣<br>工<br>日 |
| 現場閉所日 |    |   |   |   |   | ● | ● |   |   |    |    |    | ●                | ●                | ●                |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ●  | ●           |

A-2-5-21 基本的には、夏季休暇（上記例の場合3日間）は対象期間と休工日から除きます。上記例の場合、現場閉所日率は以下のとおりとなります。

$$(19-3) / (62-3) = 27.1\% < 28.5\% (8日 / 28日)$$

一方、休工予定日（該当工事における休工予定が土日であれば「土日」）を休工日としてカウントすることもできます。したがって、対象期間外を設ける事によって4週8休が達成できない場合に、別途休工日を設ける必要はありません。上記例の場合、現場閉所率は以下のとおりとなります。

$$(19-1) / (62-1) = 29.5\%$$

※夏季休暇および対象期間として除く日

$$=3 \text{日 (夏季休暇)} - 2 \text{日 (夏季休暇中の休工日)} = 1 \text{日 (8月15日)}$$

なお、完全週休2日（土日）を選択した場合は、従来通り年末年始休暇、夏季休暇とは別に土日を休工としてください。

Q-2-6-2.2 実施要領第4.5条第2.3項完全週休2日交替制工事に記載の「技術者及び技能労働者」とは、具体的に誰を指しているのですか。

A-2-6-2.2 技術者とは、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として現場に置かなければならない者であり、監理技術者、主任技術者、現場代理人を言います。

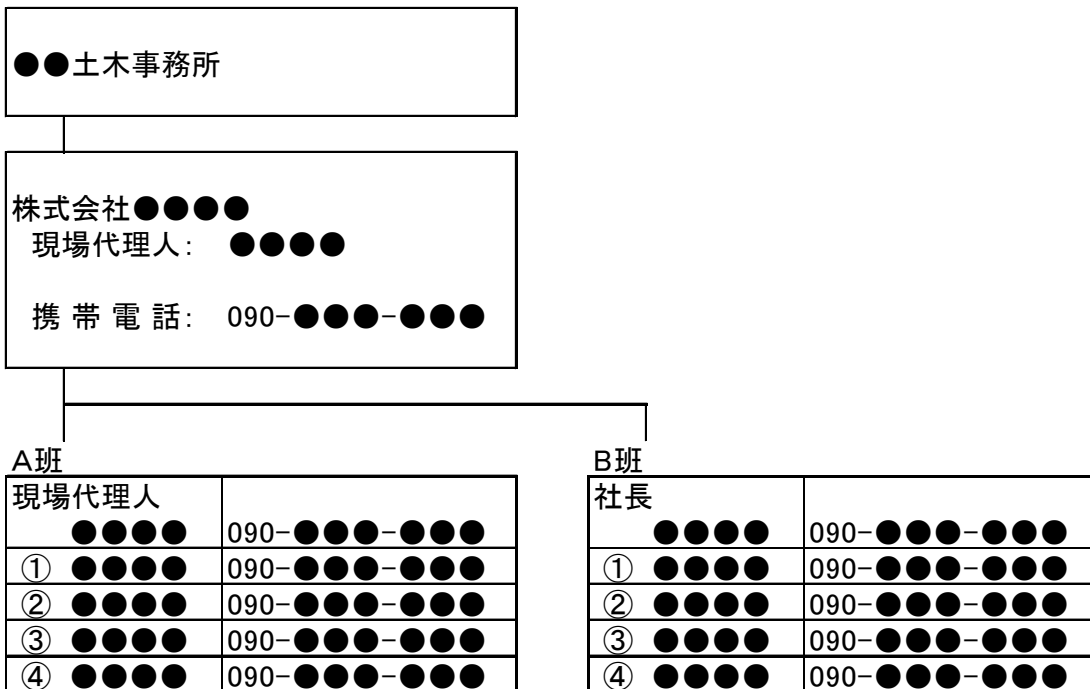
また、技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者であり、技術者以外の現場作業員を言います。

Q-2-7-2-3 実施要領第7条第2項の完全週休2日交替制工事の場合、「技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日確保状況を証明する方法を具体的に記載」とありますが、具体的な記載例にはどのようなものがありますか。

A-2-7-2-3 例えば、現場作業に当たる対応班を2班体制（A班、B班）とし、A班が休日の作業対応で平日に振替を取得する場合においても、B班が作業対応する体制が整備され、当該工事における4週8休を確保できることが、工事打合せ簿施工計画書の資料として、文章や表、名簿等で確認できれば承認できます。

なお、2班体制にした場合においても、現場代理人から各班の作業員へ通知できる体制が整備されておれば、現場代理人と主任技術者を各班に1名ずつ配置する必要はなく、他工事と同様に兼ねることが可能です。

【連絡系統図】（記載例）



【休日確保体制】（記載例）

1週目

|    | ○月○日(月) | ○月○日(火) | ○月○日(水) | ○月○日(木) | ○月○日(金) | ○月○日(土) | ○月○日(日) |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A班 | 待機      | 待機      | 待機      | 待機      | 休工      | 休工      | 待機      |
| B班 | 休工      | 待機      | 待機      | 待機      | 待機      | 待機      | 休工      |

2週目

|    | ○月○日(月) | ○月○日(火) | ○月○日(水) | ○月○日(木) | ○月○日(金) | ○月○日(土) | ○月○日(日) |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A班 | 待機      | 待機      | 待機      | 待機      | 休工      | 休工      | 待機      |
| B班 | 休工      | 待機      | 待機      | 待機      | 待機      | 待機      | 休工      |

~~Q-2-8-2.4~~ 半日を休工する場合は、0.5 日の閉所としてカウントしてもいいものでしょうか。

A 2 4 原則 1 日単位で休工や休日を確認するものであるため、0.5 日としてカウントできません。

~~A 2 9 対象となります。積算システム上も経費区分で週休 2 日補正にチェックを入れることで補正されるように設定されています。~~

~~Q-3-0-2.5~~ 月単位の考え方を教えてください。

例えば 3 月 18 日から工事着手した場合、3 月 31 日までをひと月として週休 2 日の達成を確認するのでしょうか？それとも 4 月 18 日までをひと月として週休 2 日の達成を確認するのでしょうか？

~~A-3-0-2.5~~ 上記の場合、3 月 18 日から工事着手した場合、3 月 31 日までをひと月として週休 2 日の達成を確認します。その際達成の確認方法は 28.5%で確認するのではなく、その期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。  
なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

~~Q-3-1-2.6~~ 月単位の確認でその月の土日の合計数休んでいるにも関わらず 28.5%を達成できない月は未達成になるのか？（例えば 31 日の内 8 日休み→25.8%）  
それが対象期間を通して続く場合も未達成になるのか？  
また、振替日の休工日扱いはどうなるのか。

~~A-3-1-2.6~~ 月単位での達成の確認方法はその月で 28.5%以上達成しているか確認する方法と、その月において土日の合計数以上休工としているか確認する方法のどちらかで確認してください。

対象期間を通して続く場合でも月ごとに土日の合計数以上休工としていれば達成したとみなします。

また、降雨等による受注者の責によらない予定外の現場閉所の場合は振替前の日を休工日にカウントし、受注者の責による現場閉所の場合は振替後の日を休工日にカウントし、それぞれを考慮した対象期間及び月単位での週休 2 日の達成を確認します。

~~Q-3-2-2.7~~ 完全週休 2 日交替制の考え方を教えてください。

例えば工事着手日が水曜日だった場合、次の月曜日からさらに次の日曜日までの 1 週間で週休 2 日の達成を確認するのでしょうか？それとも水曜日～翌週火曜日までの 1 週間で週休 2 日の達成を確認するのでしょうか？

~~A-3-2-2.7~~ 上記の場合、工事着手日から次の日曜日までを 1 週間として週休 2 日の達成を確認します。その期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。

なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

~~Q 3 3 市場単価及び標準単価の補正係数はどのようになりますか。~~

~~A 3 3 詳細は以下のとおりになります。~~

土木工事市場単価の補正係数

| 名称                       | 区分            | 補正係数            |                 |                 |                 |
|--------------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                          |               | 週休2日工事          |                 | 週休2日交替制工事       |                 |
|                          |               | 月単位             | 完全週休2日<br>(土日)  | 月単位             | 完全週休2日          |
| 鉄筋工                      |               | 1.02            | 1.02            | 1.02            | 1.02            |
| ガス圧接工                    |               | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
| インターロッキングブロック工           | 設置            | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
|                          | 撤去            | 1.02            | 1.02            | 1.02            | 1.02            |
| 防護柵設置工 (ガードレール)          | 設置            | 1.00            | 1.00            | 1.00            | 1.00            |
|                          | 撤去            | 1.02            | 1.02            | 1.02            | 1.02            |
| 防護柵設置工 (ガードパイプ)          | 設置            | 1.00            | 1.00            | 1.00            | 1.00            |
|                          | 撤去            | 1.02            | 1.02            | 1.02            | 1.02            |
| 防護柵設置工 (横断・転落防止柵)        | 設置            | 1.02            | 1.02            | 1.02            | 1.02            |
|                          | 撤去            | 1.02            | 1.02            | 1.02            | 1.02            |
| 防護柵設置工 (落石防護柵)           |               | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
| 防護柵設置工 (落石防止網)           |               | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
| <del>道路標識設置工</del>       | <del>設置</del> | <del>1.00</del> | <del>1.00</del> | <del>1.00</del> | <del>1.00</del> |
| 道路標識設置工                  | 撤去・移設         | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
|                          | 設置            | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
| 道路付属物設置工                 | 設置            | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
|                          | 撤去            | 1.02            | 1.02            | 1.02            | 1.02            |
| 法面工                      |               | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
| 吹付砕工                     |               | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
| 鉄筋挿入工 (ロックボルト工)          |               | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
| 道路植栽工                    |               | 1.02            | 1.02            | 1.02            | 1.02            |
| 公園植栽工                    |               | 1.02            | 1.02            | 1.02            | 1.02            |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工             |               | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工          |               | 1.02            | 1.02            | 1.02            | 1.02            |
| 橋面防水工                    |               | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
| 薄層カラー舗装工                 |               | 1.00            | 1.00            | 1.00            | 1.00            |
| グルーピング工                  |               | 1.00            | 1.00            | 1.00            | 1.00            |
| 軟弱地盤処理工                  |               | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |
| コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工) |               | 1.01            | 1.01            | 1.01            | 1.01            |

土木工事標準単価の補正係数

| 名称                        | 区分    | 補正係数   |                |           |        |
|---------------------------|-------|--------|----------------|-----------|--------|
|                           |       | 週休2日工事 |                | 週休2日交替制工事 |        |
|                           |       | 月単位    | 完全週休2日<br>(土日) | 月単位       | 完全週休2日 |
| 区画線工                      |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 高視認性区画線工                  |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 橋梁塗装工                     |       | 1.01   | 1.01           | 1.01      | 1.01   |
| 構造物とりこわし工                 | 機械    | 1.01   | 1.01           | 1.01      | 1.01   |
|                           | 人力    | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| コンクリートブロック積工              |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 排水構造物工                    |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 鋼製排水溝設置工                  |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 表面被覆工(コンクリート保護塗装)         | 固定足場  | 1.01   | 1.01           | 1.01      | 1.01   |
|                           | 高所作業車 | 1.01   | 1.01           | 1.01      | 1.01   |
| 表面含浸工                     | 固定足場  | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
|                           | 高所作業車 | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 透視離脱シート補強工                | 固定足場  | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
|                           | 高所作業車 | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 新落防止工(アラミドメッシュ)           | 固定足場  | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
|                           | 高所作業車 | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| <del>高所作業車設置工</del>       | 固定足場  | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
|                           | 高所作業車 | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 防音シート設置工                  |       | 1.01   | 1.01           | 1.01      | 1.01   |
| 紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂) | 固定足場  | 1.01   | 1.01           | 1.01      | 1.01   |
|                           | 高所作業車 | 1.01   | 1.01           | 1.01      | 1.01   |
| 塗膜除去工                     |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| バキュームプラスト工                |       | 1.01   | 1.01           | 1.01      | 1.01   |
| 道路反射鏡設置工                  | 設置    | 1.00   | 1.00           | 1.00      | 1.00   |
|                           | 撤去    | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)        |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 機械式継手工                    |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 抵抗板付鋼製杭基礎工                |       | 1.01   | 1.01           | 1.01      | 1.01   |
| ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工 |       | 1.01   | 1.01           | 1.01      | 1.01   |
| FRP製格子状パネル設置工             |       | 1.00   | 1.00           | 1.00      | 1.00   |
| 侵食防止用植生マット工(養生マット工)       |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 支承金属溶射工                   |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| 耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工     |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| フレア溶接工                    |       | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
| H型ボウド設置工                  |       | 1.01   | 1.01           | 1.01      | 1.01   |
| 橋梁用水切り材設置工                | 固定足場  | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |
|                           | 作業車   | 1.02   | 1.02           | 1.02      | 1.02   |

港湾工事市場単価の補正係数

| 名称            | 区分                 | 補正係数         |
|---------------|--------------------|--------------|
|               |                    | 月単位の<br>週休2日 |
| 底面工           |                    | 1.01         |
| マット工          |                    | 1.00         |
| 支保工           |                    | 1.02         |
| 足場工           |                    | 1.01         |
| 鉄筋工           |                    | 1.02         |
| 吊鉄筋工          |                    | 1.02         |
| 型枠工           |                    | 1.02         |
| コンクリート打設      | ポンプ車打設             | 1.02         |
|               | ポンプ車打設以外           | 1.02         |
| 止水板工          |                    | 1.02         |
| 上蓋工           |                    | 1.02         |
| 伸縮目地工         |                    | 1.01         |
| 係船柱取付         |                    | 1.02         |
| 防舷材取付         |                    | 1.02         |
| 車止・縁金物取付      |                    | 1.02         |
| 係船柱撤去         |                    | 1.02         |
| 防舷材撤去         |                    | 1.02         |
| 車止撤去          |                    | 1.02         |
| 電気防食取付        |                    | 1.02         |
| 防砂目地板取付工      | 陸上施工               | 1.02         |
|               | 水中施工               | 1.02         |
| 吸出し防止工        |                    | 1.02         |
| 港湾構造物塗装工      |                    | 1.01         |
| ペトロラタム被覆      |                    | 1.02         |
| 現場鋼材溶接・切断工    | 陸上施工・海上施工          | 1.02         |
| 現場鋼材溶接・切断工    | 水中施工               | 1.02         |
| かき落とし工        |                    | 1.02         |
| 汚濁防止膜設置・撤去・移設 |                    | 1.01         |
| 汚濁防止枠設置・撤去    |                    | 1.01         |
| 灯浮標設置・撤去      |                    | 1.01         |
| 汚濁防止膜保守管理     | 海上目視点検作業船あり・水中目視点検 | 1.00         |
| 汚濁防止膜保守管理     | 海上目点検作業船なし         | 1.02         |
| 異形ブロック製作      | 型枠工                | 1.02         |
|               | コンクリート打設工          | 1.02         |
|               | 給熱養生               | 1.01         |













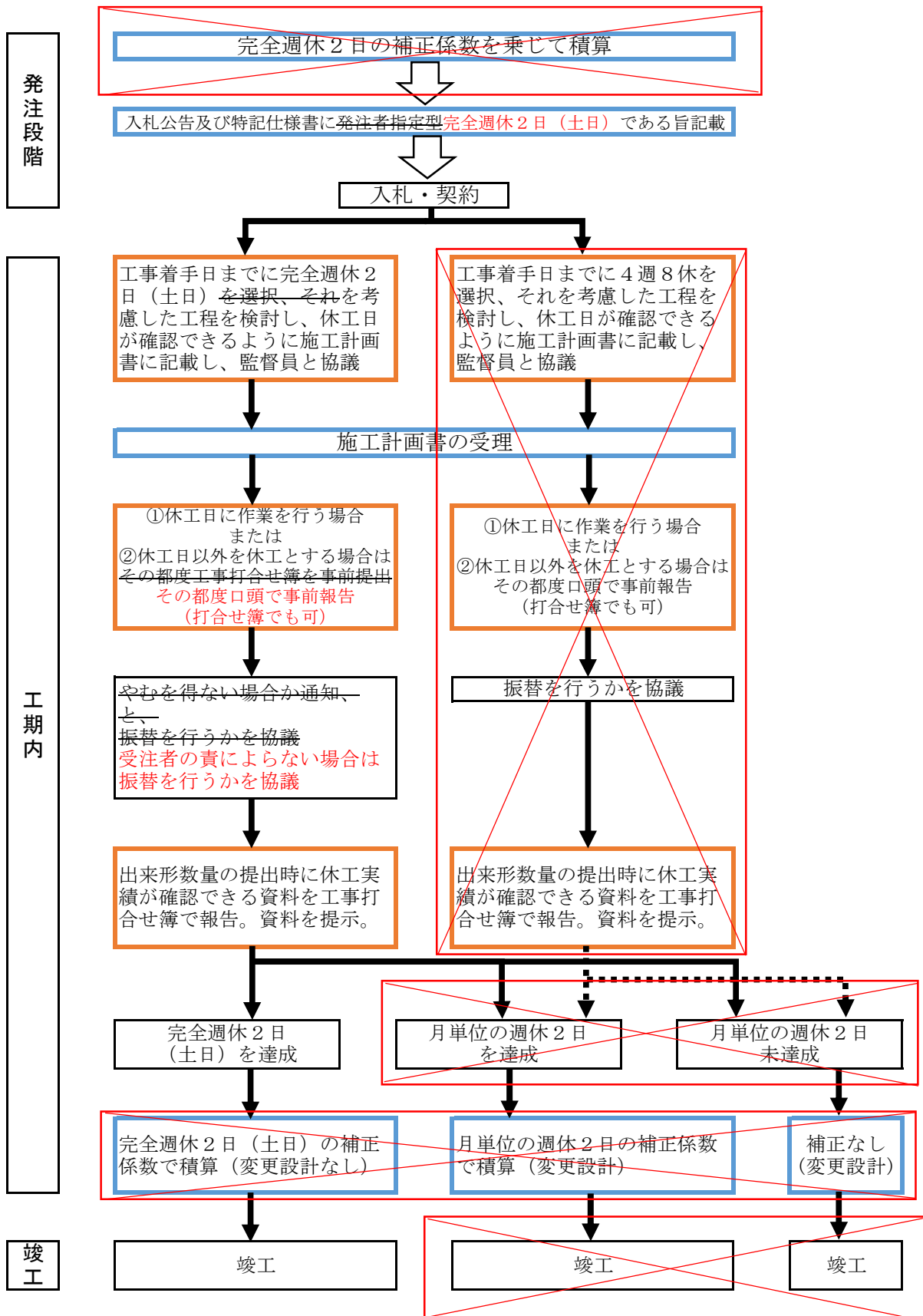




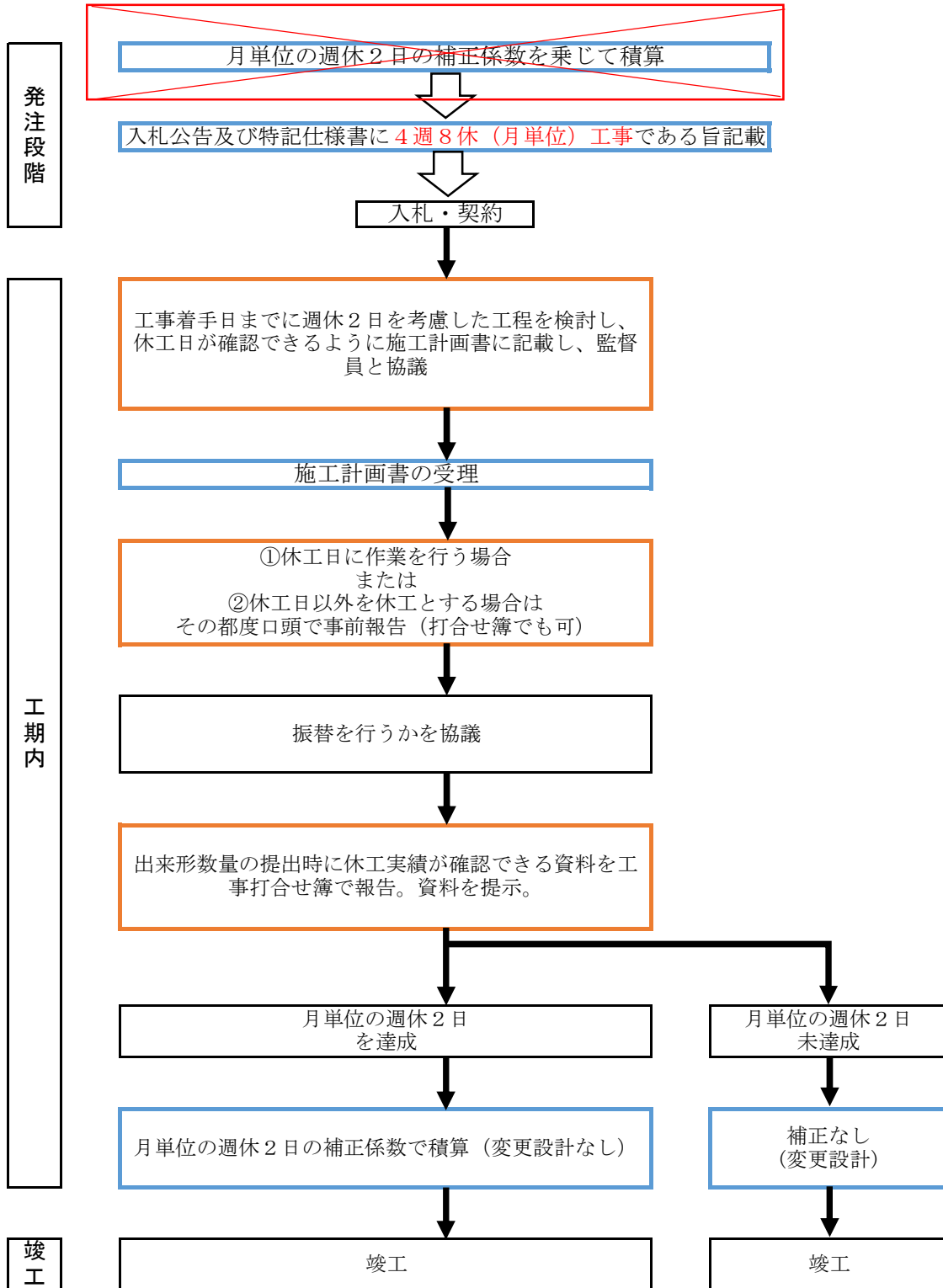






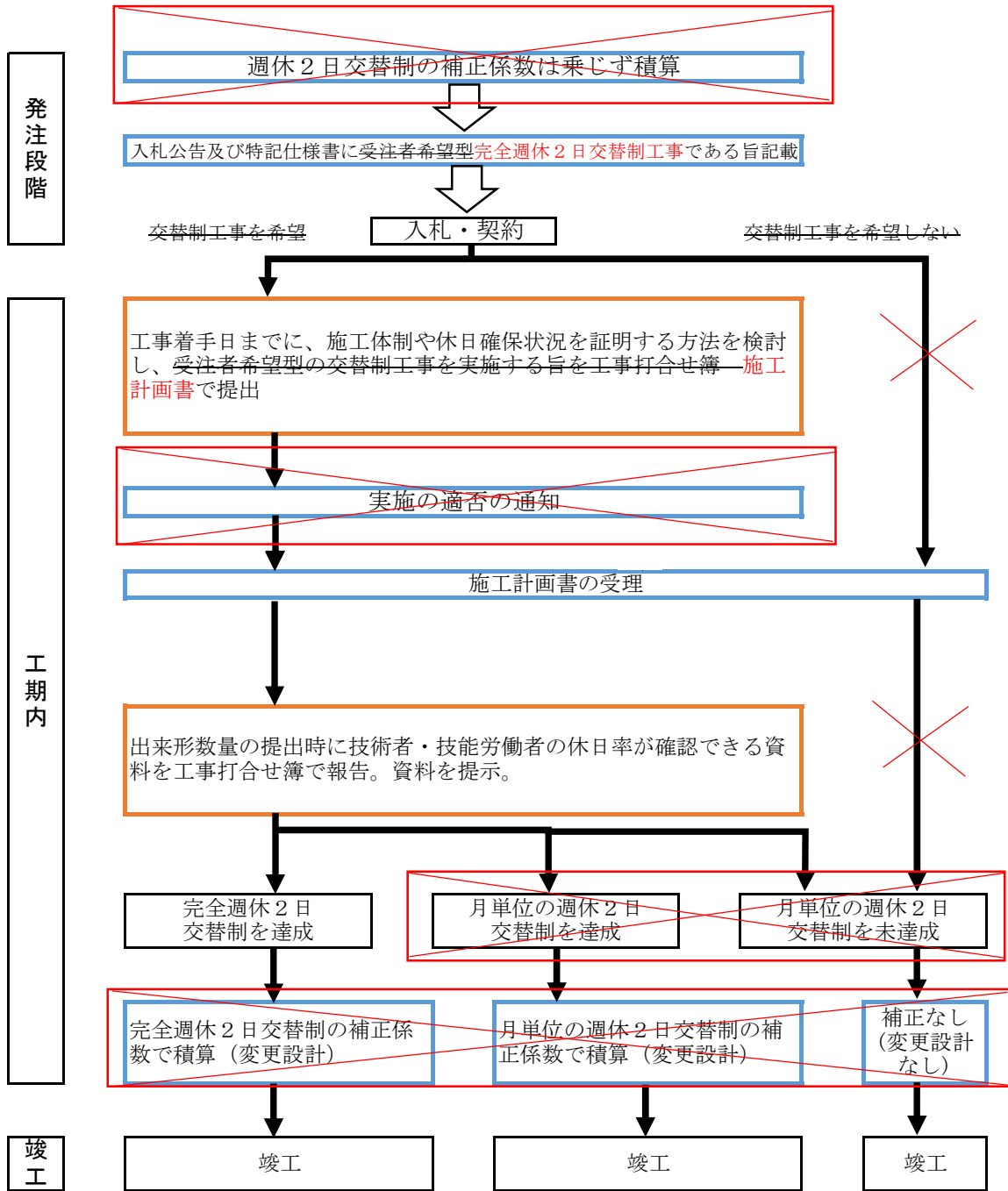


※   は発注者の手続き、  は受注者の手続きを表す



※ □ は発注者の手続き、□ は受注者の手続きを表す

別紙 週休2日交替制工事手続きフロー  
土木工事標準積算基準書のみ



※ □ は発注者の手続き、□ は受注者の手続きを表す